

議第二十八号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表四の項第十五号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項第十六号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同項第二十六号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第三十一号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改める。

別表第一十七の表一の項を削り、同表二の項中「法」を「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号。以下この表において「法」という。）」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「（製剤製造業者等に係るものに限る。）」を削り、「毒物劇物製剤製造業等登録申請手数料」を「毒物劇物製造業等登録更新申請手数料」に改め、同項を同表一の項とし、同表三の項中「第四条第三項の規定による」を「第四条第二項に規定する」に改め、同項を同表二の項とし、同表四の項を削り、同表五の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、「（製剤製造業者等に係るものに限る。）」を削り、「毒物劇物製剤製造業等登録更新申請手数料」を「毒物劇物製造業等登録更新申請手数料」に改め、同項を同表三の項とし、同表六の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同項を同表四の項とし、同表七の項を同表五の項とし、同表八の項を削り、同表九の項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「（製剤製造業者等に係るものに限る。）」を削り、「毒物劇物製剤製造業等登録変更申請手数料」を「毒物劇物製造業等登録変更申請手数料」に改め、同項を同表六の項とし、同表十の項中「施行令第三十五条」を「毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下この表において「施行令」という。）第三十五条第一項」に改め、「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業等登録票書換え交付手数料」に改め、同項を同表七の項とし、同表十一の項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物製造業等登録票再交付手数料」に改め、同項を同表八の項とする。

別表第一二二十六の表二の項中「六、一〇〇」を「六、四〇〇」に改める。
 別表第一三十九の表の次に次の一表を加える。
 三十九の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第十五条第二項に規定する輸出証明書の発行(食肉の衛生証明書に係るものに限る。)	食肉衛生証明書発行手数料	一通につき	一、〇〇〇
二 食肉の衛生証明書の再発行	食肉衛生証明書再発行手数料	一通につき	五〇〇

別表第一四十八の表一の項中「二、四四〇」を「二、四二〇」に改め、同表二の項中「八六〇」を「二、六五〇」に改め、同表三の項中「七三〇」を「一、六五〇」に改め、同表の次に次の一表を加える。

四十八の二 食肉衛生検査所において行う検査に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
腸管出血性大腸菌(STC)の確認検査	腸管出血性大腸菌(STE)確認検査手数料	一検体につき	六〇、〇〇〇

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一四十八の表の次に一表を加える改正規定 公布の日
 - 二 別表第一三の表四の項の改正規定 令和二年六月一日
 - 三 別表第一三十九の表の次に一表を加える改正規定 令和二年十月一日
- (毒物及び劇物取締法の施行に関する事務に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の別表第一十七の表の規定により納入すべきであった手数料

については、なお従前の例による。

(希望が丘こども医療福祉センターにおいて行う文書の交付に関する事務に係る経過措置)

- 3 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における改正後の別表第一四十八の表一の項から三の項までの規定の適用については、同表一の項中「二、四二〇」とあるのは「二、六八〇」と、同表二の項中「一、六五〇」とあるのは「一、〇五〇」と、同表三の項中「二、六五〇」とあるのは「九六〇」とする。
- 4 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の別表第一四十八の表一の項から三の項までの規定の適用については、同表一の項中「二、四二〇」とあるのは「二、九二〇」と、同表二の項中「一、六五〇」とあるのは「一、二四〇」と、同表三の項中「二、六五〇」とあるのは「一、一九〇」とする。
- 5 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後の別表第一四十八の表一の項から三の項までの規定の適用については、同表一の項中「二、四二〇」とあるのは「二、一六〇」と、同表二の項中「一、六五〇」とあるのは「一、四三〇」と、同表三の項中「二、六五〇」とあるのは「一、四二〇」とする。

提 案 説 明

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、毒物劇物製造業等登録申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。